

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

ビックママ スーパーキッズ

1. はじめに

このマニュアルは、放課後等デイサービスビックママスーパーキッズにおける職員が感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、児童・職員の生命・健康を守ることを目的とする。

一般にウイルス・細菌・寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気をまとめて感染症といい、人から人生体から生体へと移っていく場合を伝染病と呼ぶ。

集団生活の場所では伝染性の病気は流行する危険性が高くなる。衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となる。感染症が出た場合は直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となる。

なお、厚生労働省作成「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症マニュアル(通所系)」を参照すること。

1. 職員の検査受診および予防接種

- ① 職員は毎月1回、便の細菌検査(0-157、サルモネラ菌)を必ず受ける。
- ② 事業所が定めたインフルエンザの予防接種を受ける。

2. 職員の服装及び衛生管理

- ① 動きやすい服装、清潔な服装とする。
- ② 汚れたら着替えるように着替えを準備しておく。
- ③ アクセサリー(ネックレス、イヤリングなど)をはずす。
- ④ 爪は短く切る。
- ⑤ 手に傷があるときは、児童に直接手を触れない。

3. 職員・児童の手指等の衛生管理

- ① トイレ使用后・食事前・外遊び後には、必ず石けん手洗いをするよう指導する。
- ② 児童のタオルは個別または使い捨てとする。

4. 尿・便・嘔吐物の処理

指導訓練室・廊下などにおける尿・便・嘔吐物の処理については、別紙の仙台市教育委員会作成の「嘔吐物処理の手順」に準じて処理すること。

※処理した嘔吐物については、新聞紙等でくるみ、ビニール袋に入れてふたつきのゴミ箱にいれ、建物外の指定された廃棄場所に置く。

カラス・猫などの対策を実施する(ふたを確実にするなど)。

5. 児童の感染症が疑われる場合の対応

児童が体調不良となり、感染の症状があり感染症の疑いがある場合は次の対応を行う。

- ① 対象となる児童を 休憩室にて隔離する(隔離している間は、下記の「5. 感染児童への対応」に順次対応すること。なお、感染の恐れのある児童は休憩室からの移動を制限し、非感染児童と接触がないようにする。
- ② ご家族に連絡し、症状を報告して速やかに迎えを依頼する。
- ③ 医療機関へ受診を依頼し、その結果を事業所へ報告してもらう。
- ④ 保育室及び指導訓練室、トイレなど清掃消毒を行い、感染防止に努める。
- ⑤ 「感染症発生時における業務継続計画」に準じて、各所への報告を行う。

※消毒方法は、別紙の仙台市教育委員会作成「嘔吐物処理の手順」もしくは厚生労働省作成「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症マニュアル(通所系)：17ページ」に準じて実施すること。

6. 児童の感染症が疑われ隔離する場合の対応

感染症の疑いのある児童を休憩室に隔離した場合は次の対応を行う。

- ① 対応する職員について、次のとおりとする。
 - ・ 感染者の支援については、できる限り同じ職員を配置する。また、罹患した後、業務復帰した職員がいる場合は、できる限り同じ職員を配置する。
 - ・ 職員は、感染区域内において、マスク・手袋・防護服(エプロン)を着用する。
- ② 様子伺いについては、原則1時間おきに実施する(表情・症状・検温・脈・状態に応じ血圧等)。ただし、症状が重い場合は、時間間隔を短くして実施する。
- ③ 記録については、様子伺い時に確認した内容について、随時記録を残す。
- ④ 病状が悪化した場合や急変した場合は、速やかに管理者若しくは児童発達支援管理責任者に報告・相談を行い、必要な措置をとる。

※「8. 学校での出席停止措置が法で定められている主な感染症」の出席停止期間を参照に、当該期間の利用を控えてもらう。

7. 職員の感染症が疑われる場合の対応

職員で体調不良となり、感染の症状があり感染症の疑いがある場合は次の対応を行う。

- ① 出勤の場合は体調不良の状況について、必ず管理者もしくは児童発達支援管理責任者に報告し、帰宅する。
自宅の場合は、必ず管理者もしくは児童発達支援管理責任者に連絡し、自宅待機とする。
- ② 一般医療機関を受診する。受診結果を電話などで管理者若しくは児童発達支援管理責任者に報告し、出勤の可否の指示を仰ぐ。
- ③ 感染が確認された場合は、自宅療養とする。解熱後、48 時間は療養し、解熱後 3 日目から出勤可能とする。ただし、医師からの指導などがあった場合は、管理者若しくは児童発達支援管理責任者の判断による出勤開始日の指示を優先する。
- ④ 出勤職員については、出勤時の検温を必ず実施し、管理者若しくは児童発達支援管理責任者に報告する。なお、業務中に体調の変化が生じた場合は、速やかに報告し管理者等に指示を仰ぐ(基本的には帰宅する)。

8. 学校での出席停止措置が法で定められている主な感染症

法律で出席停止措置が定められている主な感染症を下表にまとめるので、状況に応じて、対応する。

種	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る）、新型インフルエンザ等指定感染症及び新感染症、鳥インフルエンザ（H5N2）	治癒するまで

種	病名	主な症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ等を除く）	高熱(39～40℃) 関節や筋肉の痛み 全身倦怠感 咳・鼻水 のどの痛み	気道 接触 飛沫	1～3日	発熱後 3～4日間	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後2日間を経過するまで
	百日咳	コンコンという短い激しい咳が続く	飛沫 気道	1～2週	1～4週	特有の咳が出なくなるまで、または、抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	目の充血・鼻汁と共に発熱、口内に白い斑点 一旦解熱して再び高熱が出た時に全身に発疹	飛沫	9～12日	発疹が出る前5日～ 出た後3・4日	熱が下がった後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱 耳の前下部の腫れと痛み（押すと痛む）	飛沫 接触	2～3週	耳下腺の腫れる前7日～ 腫れた後9日間	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	38℃前後の発熱 淡紅色の発疹 リンパ節の腫れ	飛沫 気道	2～3週	発疹の出る前7日～ 出た後7日	発しんが消失するまで

種	病名	主な症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間
第 2 種	水痘 (水ぼうそう)	紅斑→水疱→膿疱 →かさぶた 軽い発熱	飛沫 接触	2～3週	発疹の出る 前1日 ～ 全ての発疹 がかさぶた になるまで	全ての発しんがかさぶた になるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	38～40℃の発熱 喉の痛み 目ヤニ 結膜の充血	飛沫 接触 (結膜)	5～7日	発病してか ら2～4週 間	主要症状が消退した後2 日を経過するまで
	結核	(初期症状) 発熱、咳、疲労 感、食欲不振など	飛沫 経口 接触	感染して も臨床症 状出現は 一様では ない	一様ではな い	病状により学校医その他 の医師において感 染のおそれがないと認め るまで (第3種と同様の扱い)
	髄膜炎菌性髄膜 炎	発熱、頭痛、嘔 吐、出血斑	飛沫	1～10 日		

種	病名	主な症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間
第 3 種	腸管出血性大腸 菌感染症 (O-157)	激しい腹痛 水溶性の下痢 血便	経口 接触	4～8日	鞭虫に菌が 排出されて いる期間	病状により学校医その他 の医師において感 染のおそれがないと認め るまで
	流行性角結膜炎	目の異物感、充血 まぶたの腫れ 目ヤニ 瞳孔に点状の濁り	飛沫 接触	4～ 10日		
	急性出血性結膜 炎 (アポロ病)	目の激しい痛み 結膜が赤くなる 異物感 涙が出る	飛沫 接触	1～2日	発病してか ら5～7日 間	
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス					

種	病名	主な症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間
その他感染症	伝染性膿痂疹 (とびひ)	顔や手に米粒～豆大の水疱が破れて膿が出る かゆみ	接触	2～5日	水疱から海が出る間	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。
	手足口病	軽い発熱(2～3日) 小さな水疱が口の中や手足にできる	飛沫 経口 接触	3～5日	喉から 1～2週間 便から3～4週間	
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	両頬に少し盛り上がったジンマシンのような発疹 発熱	飛沫	7～ 14日	風邪症状～ 発疹が出現するまで	

以上